

水俣病問題から見える権力、そしてその日韓問題対応

『みな、やっとの思いで坂をのぼる～水俣病患者相談のいま』 <http://korocolor.com/book/minasaka.html>
(永野三智著、ころから発行、2018.9.12) を読んで

岡安メモ

(苦渋の決断を迫られた人たち)

1959年の見舞金契約。チッソは原因を隠蔽し、熊本県知事斡旋のもと水俣病患者家族互助会と見舞金契約 (p.14)

見舞金契約には「今後水俣病の原因がチッソにあることが分かった場合も新たな補償金の要求は行わないものとする」という文言が記されます。(p.207)

1995年の国の和解勧告。国はたたかいを続けた患者団体に、「不知火海周辺地域に住んだことがあり、当時魚を多食し、水俣病特有の症状(手先足先の感覚低下など)がある人たちの中で自ら手を挙げた人を対象に、今後わたしは水俣病とは言わない、裁判をしないことを条件として、低額の補償金と医療費無料の手帳を支給する」ことを条件にチッソと和解を勧告します。(pp.81-82)

(間違った「もやい直し」、本当のもやい直し)

生前に聞いた原田正純さんの言葉はそんな初期の患者の思いを代弁していたように思います。「僕はもやい直しに反対しているんじゃないんだ。だけど加害者と被害者がいた時、殴った方が反省して『反省をしている』、殴られた方が『あなたたちがそが反省しとるなら、仲直りしましょう』って、手を出すならわかる。でもね、殴った方が『もう時間が経っかけん、水に流そう』って言ったって、それはもやい直しにはならないんだ。**本当のもやい直しって**いうのは、被害者が手を差し伸べるような条件を作ることですよ。それが本当のもやい直しですよ」(p.89)

原田 本当のもやい直しっていうのは、被害者が手を差し伸べるような条件を作ることですよ。それは日本と朝鮮の関係を見てもそうですよ。日本いくら「仲直りしよう」って言ったって、駄目ですよ。殴られた方が、「日本がそれだけ一生懸命やってくれるんだったら、もう仲直りしましょう」って向こうから手を出してくるなら話はわかる。本当のもやい直しですよ。(p.163)

2004年、関西訴訟で最高裁が国と熊本県の拡大責任認め、感覚障害のみの水俣病を認定

2009年、水俣病特別措置法成立、翌年から2012年まで救済措置を行う

2013年、患者認定棄却取り消しと認定義務付けを求めた溝口訴訟で最高裁勝訴。

【付記】

2019年「日韓夏の陣(政府間対立)」で、1965年締結の日韓基本条約等(具体的には請求権協定)がまたクローズアップされています(徴用工)。2015年末の慰安婦問題合意でも、日本政府の主張する「完全」「最終的・不可逆的」が記されています。

ある時、この水俣病問題の経過のこの本を読みました。すると、日本政府の患者対応が、韓国との問題の対応とよく似ているではありませんか。原田正純さんという方の言葉が重く押しかかってきます。

水俣では、当事者の方達が粘り強くたたかいました。韓国では、もともと「日本国民」として被害を受けたのに、当事者が請求権協定(韓国では2009年まで公開されず)で日本政府に請求できなくなったという理不尽さとのたたかいであるのではないのでしょうか。

ところで、日韓条約締結にあたっては、日本、韓国の両国で大きな反対運動、また日米安保条約(こちらは沖縄問題にも関連)反対運動があったことが想起されます。

https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/16069/1/bungakubuhappyo_2011_2_63.pdf